

平成17年度 第8回官業民営化等WG 追加資料要求項目 (厚生労働省)

○ (財)21世紀職業財団に行わせている事業

- ◆当該財団の過去3年間の毎年の相談(内容別・件数)、研修(内容別・件数・人数)、給付金の支給(内容別・人数・金額)等の状況について教えていただきたい。
- ◆当該財団の最近の具体的予算、事業の内容、職員数の事業別内訳、当該事業による定量的な効果について教えていただきたい。また、職員178名のうちプロパーの職員は何名かあわせて教えていただきたい。
- ◆なぜ、国との契約において、当該団体の一つに絞り、全国一本で契約しなければならないのか教えていただきたい。また、なぜ、民間ではなく、財団でやらなければならない事業であるのかあわせて教えていただきたい。

【(財)21世紀職業財団に行わせている事業】

- ◆ 当該財団の過去3年間の毎年の相談（内容別・件数）、研修（内容別・件数・人数）、給付金の支給（内容別・人数・金額）等の状況について教えていただきたい。

〔回答〕

別紙1のとおり

(別紙1)

相談業務、研修業務、給付金の支給等の状況について

【相談業務】

(単位：件)

年 度	14年度	15年度	16年度
事業主に対する両立支援に関する相談	27,372	30,780	30,504
育児、介護サービス等に関する相談援助	75,363	66,774	66,630
再就職希望者に対する相談援助	24,563	22,010	23,390
パートタイム労働に関する相談援助事業	17,060	18,339	13,101

【研修業務等】

(単位：回／人)

年 度	14年度	15年度	16年度
ポジティブ・アクション普及促進セミナー	108/9,281	112/9,342	101/8,558
中間管理職のための女性活用実践研修	72/1,932	58/1,466	57/1,510
中堅女性労働者のための研修	119/2,467	111/2,406	106/2,308
事業主に対する両立支援に関する説明会	645/39,857	394/24,738	269/20,339
再就職希望者に対するセミナー	344/7,486	384/8,714	422/8,519
職業家庭両立推進者研修	109/9,567	101/10,235	135/17,526
短時間雇用管理者等に対する研修	448/20,240	321/19,932	267/14,724

【給付金業務】

(単位：件／千円)

年 度	14年度	15年度	16年度
育児・介護雇用安定等助成金の支給 (※詳細別添)	8,859/2,842,760	10,122/3,380,650	6,257/2,193,589
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給 (注)			
事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金	16/517,177	31/479,283	23/451,745
中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金	131/52,547	118/57,491	94/50,374

注) 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する助成金」における助成件数は、当該年度において新規に助成対象となった団体又は事業主数

(別 添)

育児休業及び介護休業等関係給付金の支給実績

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	
		実績	実績	実績	
育児・介護雇用安定助成金	事業所内託児施設助成金	金額(千円)	622,914	782,434	875,863
		件数(件)	158	180	181
		設置費	12	24	27
		運営費	133	124	120
		増築費	3	6	12
		保育遊具等購入費	10	26	22
		金額(千円)	797,038	817,937	717,518
		件数(件)	659	636	606
		金額(千円)	256,800	298,050	122,600
		対象者(人)	1,247	1,407	558
	金額(千円)	97,600	199,100	111,700	
	件数(件)	244	498	280	
	看護休暇制度導入奨励金 (平成16年度末廃止、経過措置有)	金額(千円)	641,400	896,900	60,450
		件数(件)	1,615	2,249	224
	育児休業取得促進奨励金 (平成16年度末廃止、経過措置有)	金額(千円)	-	0	0
		件数(件)	-	0	0
	育児・介護雇用環境整備助成金 (平成13年度末廃止、経過措置有)	金額(千円)	64,834	-	-
		対象団体(件)	39	-	-
	計	金額(千円)	2,480,586	2,994,421	1,888,131
	育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	金額(千円)	362,174	386,229	305,458
		対象者(人)	4,897	5,152	4,408
	合計	金額(千円)	2,842,760	3,380,650	2,193,589
		件数(件)	8,859	10,122	6,257

◆ 当該財団の最近の具体的予算、事業の内容、職員数の事業別内訳、当該事業による定量的な効果について教えていただきたい。
また、職員178名のうちプロパーの職員は何名かあわせて教えていただきたい。

[回答]

別紙2のとおり

収支予算書総括表
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	合 計	一般会計	特 別 会 計		
			女性能力発揮促進受託事業勘定	育児休業労働者等福祉関係業務特別勘定	短時間労働者福祉事業関係業務特別勘定
I 収入の部					
当期収入合計 (A)	6,664,407	207,015	327,873	4,485,379	1,644,140
前期繰越収支差額	469,373	469,373	0	0	0
収入合計 (B)	7,133,780	676,388	327,873	4,485,379	1,644,140
II 支出の部					
当期支出合計 (C)	6,664,407	207,015	327,873	4,485,379	1,644,140
当期収支差額 (A) - (C)	0	0	0	0	0
次期繰越収支差額 (B) - (C)	469,373	469,373	0	0	0

収支予算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

一般会計

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	730	748	△ 18	
2 賛助会員会費収入				
賛助会員会費収入	83,770	87,780	△ 4,010	
3 事業収入	119,903	111,666	8,237	
セミナー等開催収入	72,075	57,227	14,848	
セクシュアルハラスメント相談窓口 事業収入	7,817	4,637	3,180	
女性雇用事情視察事業収入	6,120	7,760	△ 1,640	
図書等刊行収入	33,891	42,042	△ 8,151	
4 雑収入				
受取利息	76	86	△ 10	
5 特定預金取崩収入				
退職給与引当預金取崩収入	2,536	1,878	658	
当期収入合計 (A)	207,015	202,158	4,857	
前期繰越収支差額	469,373	469,373	0	
収入合計 (B)	676,388	671,531	4,857	
II 支出の部				
1 事業費	128,457	118,589	9,868	
セミナー等開催費	71,859	50,578	21,281	
セクシュアルハラスメント相談窓口 事業費	3,462	3,601	△ 139	
賛助会員交流懇談会費	18,590	6,799	11,791	
情報収集提供費	6,257	6,494	△ 237	
女性雇用事情視察事業費	6,120	7,487	△ 1,367	
図書等刊行費	17,969	35,630	△ 17,661	
調査研究費	4,200	8,000	△ 3,800	
2 管理費	73,773	76,306	△ 2,533	
役職員給与	45,833	45,979	△ 146	
退職金	2,536	1,878	658	
一般管理費	25,404	28,449	△ 3,045	
3 租税公課				
租税公課	1,000	1,000	0	
4 特定預金支出	3,681	4,067	△ 386	
退職給与引当預金支出	3,681	4,059	△ 378	
減価償却引当預金支出	0	8	△ 8	
5 予備費				
予備費	104	2,196	△ 2,092	
当期支出合計 (C)	207,015	202,158	4,857	
当期収支差額 (A)-(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	469,373	469,373	0	

収支予算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

特別会計 女性能力発揮促進受託事業勘定

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 収入の部				
1 事業収入				
女性能力発揮促進受託事業収入	327,675	367,847	△ 40,172	
2 雑収入				
受取利息	1	3	△ 2	
3 特定預金取崩収入				
退職給与引当預金取崩収入	197	1,675	△ 1,478	
当期収入合計 (A)	327,873	369,525	△ 41,652	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計 (B)	327,873	369,525	△ 41,652	
II 支出の部				
1 事業費	289,490	329,414	△ 39,924	
女性雇用各種情報収集分析提供事業費	36,524	56,605	△ 20,081	
女性雇用管理アドバイザー設置事業費	6,484	5,909	575	
女性能力発揮促進調査研究事業費	78,394	81,945	△ 3,551	
中小企業女性能力発揮診断事業費	123,953	105,593	18,360	
セクシュアルハラスメント防止取組援助事業費	44,135	79,362	△ 35,227	
2 管理費	30,552	31,722	△ 1,170	
職員給与	28,935	27,944	991	
退職金	197	1,675	△ 1,478	
一般管理費	1,420	2,103	△ 683	
3 租税公課				
消費税	7,416	8,003	△ 587	
4 特定預金支出				
退職給与引当預金支出	414	383	31	
5 国庫返還金				
国庫返還金	1	3	△ 2	
当期支出合計 (C)	327,873	369,525	△ 41,652	
当期収支差額 (A) - (C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0	

収支予算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

特別会計 育児休業労働者等福祉関係業務特別勘定

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 収入の部				
1 事業収入				
政府交付金	4,480,143	4,722,603	△ 242,460	
2 雑収入				
受取利息	6	42	△ 36	
3 特定預金取崩収入				
退職給与引当預金取崩収入	5,230	20,735	△ 15,505	
当期収入合計 (A)	4,485,379	4,743,380	△ 258,001	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計 (B)	4,485,379	4,743,380	△ 258,001	
II 支出の部				
1 給付金	2,401,880	2,767,376	△ 365,496	
育児・介護雇用安定等助成金	2,401,880	2,767,376	△ 365,496	
育児・介護費用助成金	631,048	733,552	△ 102,504	
事業所内託児施設助成金	787,070	901,679	△ 114,609	
育児休業代替要員確保等助成金	430,950	255,450	175,500	
育児両立支援奨励金	112,600	143,600	△ 31,000	
看護休暇制度導入奨励金	60,300	236,400	△ 176,100	
育児休業取得促進奨励金	28,000	184,800	△ 156,800	
男性労働者育児参加促進給付金	100,000	-	100,000	新規
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	251,912	311,895	△ 59,983	科目配列変更
2 事業費	960,536	844,178	116,358	
育児、介護等労働者相談援助事業費	307,076	262,812	44,264	
再就職希望者支援事業費	323,201	285,337	37,864	
助成金等施行事務費	151,162	117,033	34,129	科目名変更
仕事と家庭の両立に関する意識啓発推進事業費	179,097	178,996	101	
3 管理費	1,095,228	1,108,826	△ 13,598	
職員給与	601,968	577,684	24,284	
退職金	5,230	20,735	△ 15,505	
一般管理費	488,030	510,407	△ 22,377	
4 特定預金支出				
退職給与引当預金支出	27,729	22,958	4,771	
5 国庫返還金				
国庫返還金	6	42	△ 36	
当期支出合計 (C)	4,485,379	4,743,380	△ 258,001	
当期収支差額 (A)-(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	0	0	

注 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の科目配列を変更したため、育児・介護雇用安定等助成金の前年度予算額を当年予算額の科目配列に対応して変更している。

収 支 予 算 書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

特別会計 短時間労働者福祉事業関係業務特別勘定

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 収入の部				
1 事業収入				
政府交付金	1,612,098	1,715,399	△ 103,301	
2 雑収入				
受取利息	2	7	△ 5	
3 特定預金取崩収入				
退職給与引当預金取崩収入	32,040	26,202	5,838	
当期収入合計 (A)	1,644,140	1,741,608	△ 97,468	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計 (B)	1,644,140	1,741,608	△ 97,468	
II 支出の部				
1 給付金				
短時間労働者雇用管理改善等助成金	540,211	524,031	16,180	
2 事業費	282,906	236,356	46,550	
短時間労働者情報提供相談援助事業費	208,167	188,463	19,704	
均衡処遇推進事業費	52,977	-	52,977	新規
助成金施行事務費	21,762	26,895	△ 5,133	
短時間労働者雇用管理自主的改善事業費	-	3,739	△ 3,739	前年度限り
均衡確保取組推進事業所支援事業費	-	17,259	△ 17,259	前年度限り
3 管理費	806,093	952,806	△ 146,713	
職員給与	436,430	497,716	△ 61,286	
退職金	32,040	26,202	5,838	
一般管理費	337,623	428,888	△ 91,265	
4 特定預金支出				
退職給与引当預金支出	14,928	28,408	△ 13,480	
5 国庫返還金				
国庫返還金	2	7	△ 5	
当期支出合計 (C)	1,644,140	1,741,608	△ 97,468	
当期収支差額 (A) - (C)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0	

【職員数の事業別内訳について】

- 財団に行わせている事業に係る職員数の事業別内訳については、育児休業労働者等福祉関係業務100名、短時間労働者福祉事業関係業務71名、女性能力発揮促進事業3名となっているところ。

【職員の内訳について】

- 職員178名の内訳については、厚生労働省OB58名、その他省庁OB3名、プロパー職員117名となっているところ。

当該財団に行わせている事業の内容とその効果

事業	内容	効果
<p>○ 女性能力発揮促進事業</p> <p>1 ポジティブ・アクションの普及・啓発</p> <p>2 企業における女性の能力発揮のための診断事業</p> <p>3 ポジティブ・アクションの普及・啓発等のための情報収集及び提供</p> <p>4 企業におけるセクシュアルハラスメント防止の取組に対する援助</p>	<p>企業におけるポジティブ・アクションを促進するための普及・啓発及び企業において女性が活躍するための雇用管理改善のための援助事業</p> <p>企業のトップ、人事労務担当者等を対象にセミナー等を通じてポジティブ・アクションの普及・啓発を図る。</p> <p>各企業の女性の活躍状況及び取組状況についての診断を行うとともに、その結果に基づき、女性が活躍するための雇用管理改善のための助言・援助を実施する。</p> <p>ホームページ、情報誌、パンフレット等により情報提供を行う。</p> <p>企業におけるセクシュアルハラスメント防止の取組を援助するため、セクシュアルハラスメントを防止するための講習会を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約14,000人を対象にセミナー等を実施 ・ セミナー等参加者の満足度は約9割 (アンケートにより把握) ・ 業種別使用者会議参加企業の7割以上が、その後実際にポジティブ・アクション取組計画を策定 (平成16年度) ・ 4,368社に対して女性が活躍するための雇用管理改善を促し、その結果、うち2,441社が取組又は取組強化の検討に着手 (平成16年度) ・ ホームページへのアクセス件数 222万件 ・ 情報誌等の配布 278,400部 (平成16年度) ・ 7,915人を対象に講習会を実施 (平成16年度) ・ 講習会参加者の満足度は9割以上(アンケートにより把握) (平成16年度) ・ 講習会参加企業の7割以上が、その後実際にセクシャルハラスメント防止に取組(アンケートにより把握) (平成17年度)

○ 育児休業労働者等福祉関係業務

育児休業制度等の普及・定着、労働者の職業生活と家庭生活との両立を総合的に支援するための事業

1 育児・介護雇用安定等助成金の支給

各種給付金の支給により、各種制度の導入及び利用を促進する。

(1) 育児・介護費用助成金

育児又は家族の介護を行う労働者が育児又は家族の介護に係るサービスを利用する際に、事業主がその費用の全部又は一部を負担する旨を就業規則に記載し、実際に補助を行った場合、これに係る費用の一定割合を事業主に対して助成する。

制度導入／利用者 606社／4,683人
(平成16年度)

(2) 事業所内託児施設助成金

労働者のために託児施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近隣地域を含む）に設置する事業主等に対して、その設置、運営、増築及び保育遊具等購入に要した費用の一部を助成する。

運営施設／定員 120件／2,127人
(平成16年度)

(3) 育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して支給する。

原職復帰者 558人
(平成16年度)

(4) 育児両立支援奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度等を新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校の就学始期に達するまでの子を養育する労働者が利用した場合、事業主に対して支給する。

制度導入 280社
(平成16年度)

(5) 男性労働者育児参加促進給付金

男性労働者の育児休業の取得等を促進する計画の策定など、育児休業取得をはじめとする男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して支給する。

(平成17年度より実施)

(6) 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業取得者の円滑な職場復帰を図るために休業を取得する労働者の職場適応性や職業能力の維持・回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する事業主等に対して支給する。

・ 対象者 4,408人 (平成16年度)

2 事業主に対する相談・説明会等の実施

両立支援に関する雇用管理や助成金に関する説明会を行うとともに、相談に応じる。

・ 相談件数 30,504件 (平成16年度)

・ 説明会実施回数／人数
269回／20,339人
(平成16年度)

3 育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業の実施

育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、育児・介護等に係るサービスに関する相談に応じ、地域の具体的な情報を電話（フリーフレ－・テレフォン）やインターネットにより提供する。

・ 情報提供件数 299,096件
(平成16年度)

4 再就職希望者支援事業の実施

育児、介護等による退職者で将来的に再就職を希望する者を登録し、的確な再就職の準備を行うことを目的として、再就職に当たって必要となる基礎的知識等を付与するRe・Beワークセミナー、相談及び情報提供を行う。
また、再就職希望者が再就職準備に計画的に取り組めるよう、再チャレンジプラン策定の支援及び職場体験講習等、よりきめ細かい支援を行う再チャレンジサポートプログラムを実施する。

・ 再就職希望登録者数 33,563人
・ 再就職者数 1,554人 (平成16年度)

5 仕事と家庭の両立に関する意識啓発推進事業の実施

仕事と家庭の両立について社会的気運の醸成を図るため、「仕事と家庭を考える月間」等を通じて広報・啓発活動を行うとともに、育児・介護休業法に基づき選任された職業家庭両立推進者等に対する研修を実施する。
また、インターネットにより企業の両立支援対策の進捗度合いを診断する「ファミリー・フレンドリー・サイト」により両立指標の普及を図る。

・ 職業家庭両立推進者研修回数／人数
135回／17,526人
・ 「ファミリー・フレンドリー・サイト」
アクセス件数 39,993件
(平成16年度)

<p>○短時間労働者福祉事業</p>	<p>パートタイム労働者の雇用管理の改善等を促進するための援助事業</p>	
<p>1 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給</p>	<p>雇用管理改善措置に要する経費を助成することにより、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、その福祉の増進を図る。</p>	
<p>(1)事業主団体助成金</p>	<p>事業主団体とその構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等のための活動を行う場合に、これに要する経費の一部を助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 69団体が雇用管理改善等のための取組を実施 (平成16年度)
<p>(2)モデル事業主助成金</p>	<p>パートタイム労働者の雇用管理改善の取組のモデルとなる中小企業事業主に対して、雇用管理改善計画の作成等に要する経費、雇用管理改善等の措置の実施に係る経費の一部を助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 343事業所が雇用管理改善等のための取組を実施 (平成16年度)
<p>2 短時間労働者に係る相談援助事業の実施</p>	<p>正社員との処遇格差などパートタイム労働者の処遇上の問題等について、事業主及びパートタイム労働者に対して無料で相談援助を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13,101件の相談援助を実施 (平成16年度)
<p>3 短時間雇用管理者等に対する研修の実施</p>	<p>パートタイム労働法の規定によりパートタイム労働者の雇用管理改善等の責任者として設置が求められている「短時間雇用管理者」等に対し、パートタイム労働者の処遇改善の必要性等に関する理解を深めるための研修を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 267回、14,724名に研修を実施 (平成16年度)
<p>4 均衡処遇推進事業</p>	<p>以下の取組により、パートタイム労働者の均衡処遇を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートタイム労働者の均衡処遇に意欲のある先駆的事業所に対し、賃金等人事労務管理の専門家を派遣し、具体的な助言を実施し取組を促すとともに、業種団体又は地域団体において使用者による会議を開催し、その成果を他の事業所にも波及させる。 ・ パートタイム労働者の雇用管理の状況を事業主自らが把握できる自主点検票を配付し、自主診断を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40事業所に専門家を派遣し、94回使用者会議を実施 (計1,281企業が参加) (平成16年度) ・ 10,000事業所に対して診断シートを配付 (平成16年度)

◆ なぜ、国との契約において、当該団体の一つに絞り、全国一本で契約しなければならないのか教えていただきたい。また、なぜ、民間ではなく、財団でやらなければいけない事業であるのかあわせて教えていただきたい。

〔回答〕

21世紀職業財団においては、助成金の支給業務、育児・介護を行う労働者や短時間労働者の雇用管理改善業務、育児等離職者に対する再就職援助業務等を行っているが、これらの業務は、育児・介護休業法やパート労働法において国の責務とされた業務をこれらの法律に基づいて同財団に行わせているものであり、公益性、国の行政施策との整合性、確実かつ適正な業務の実施等を確保する必要がある。

また、労働者の仕事と育児・介護の両立の支援や、短時間労働者の処遇改善など同財団に行わせている各種業務の効果的推進のためには、それぞれの目的のために関連する業務が専門的能力及びノウハウを有する同一の主体において有機的・一体的に行われることが必要である。

特に、助成金の支給業務については、多額の公金を扱い、厳正かつ確実な業務の執行が求められることから、当該業務に従事する役職員を公務員とみなして罰則を適用する等特別な法的担保措置が必要であり、また、支給業務は全国一律の基準で確実、適正、公平に行われることが必要であるため、実施主体は全国に一に限り指定される指定法人において行うことが適当である。

こうした理由により、必要な規制、監督を行った上で、一定の基準を満たす全国に1に限った公益法人として、同財団にこれらの業務を行わせているところである。